

「通常診療体制」の再開について

2020年12月2日14時00分

当医療センターでは、一般病棟（1病棟）の入院患者と当該病棟に係る職員の新型コロナウイルス感染が複数名判明したことに伴い、診療体制を11月10日（火）から一部制限しておりました。

この度、5つの感染防止対策（①感染症疑い患者の早期探知と積極的なPCR検査、②初期対応の迅速化、③標準予防策の強化、④病棟間移動の最小化、⑤診療制限）を重要対策と位置づけ、エビデンスに基づき迅速かつ適正に取組みを進めた結果、院内において、直近2週間の間に当該病棟及び関係職員に新たな陽性患者の発生が認められないことから、所轄の西多摩保健所の検証・指導を踏まえ、12月3日（木）より通常診療を再開することといたしました。

なお、昨日、職員1名の家庭内感染が判明しましたが、当院の患者さん及び職員には濃厚接触者はありませんでした。

改めて、患者さんやご家族の皆様、地域住民の皆様、そして地域の医療機関をはじめとする関係者の皆様に、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

1 診療体制

所管保健所の指導を踏まえ、12月3日（木）より通常診療体制を再開します。

- | | | | |
|---|------|-----|---------------|
| 1 | 外来診療 | ・・・ | 通常通り |
| 2 | 救急外来 | ・・・ | 通常通り |
| 3 | 入院診療 | ・・・ | 通常通り |
| 4 | 手術 | ・・・ | 通常通り |
| 5 | 健診 | ・・・ | 通常通り（人間ドック含む） |

2 院内の感染防止対策

引続き次のような感染防止対策の強化を図って参ります。

(1) 感染症疑い患者の早期探知と積極的なPCR検査

(2) 初期対応の迅速化

入院患者さんや職員への初期対応に対する説明、情報共有、感染リスクがある職員の出勤停止

(3) 標準予防策の強化

手指衛生を含む標準予防策について、職員に対する再周知と教育強化

(4) 病棟間移動の最小化

院内の入院患者さんの移動を中止し、職員は移動を最小限とする。

* 問い合わせ先

- ・ 診療に関わる情報…… 医事課
- ・ その他の情報…… 地域医療連携センター